

# 市の政策や条例の策定時に 皆さんの意見を述べませんか ～登別市意見公募（パブリックコメント）制度～



『意見公募（パブリックコメント）制度』は、市の基本的な構想や計画、市民生活に大きく影響する条例の策定や改廃の案を決定前に公表し、皆さんから寄せられた意見を考慮しながら、最終案を決定する制度です。今号では、昨年3月から導入した『登別市意見公募（パブリックコメント）実施要綱』の概要をお知らせします。



Q1.  
どうしてこの制度が必要なの？



市民参画によるまちづくりを推し進めるためには、市民生活に関わる構想や計画、条例などについて、より一層、積極的に情報発信を行い、透明で公正な政策決定に取り組む必要があります。そのため、市民生活に大きく関わる政策や条例などを決定する際に皆さんから意見をお聞きする手続きについて明文化し、要綱として定めました。

Q2.  
どんなときに実施するの？



パブリックコメント制度は、

- ・市の基本的な構想や計画
- ・市の基本的な制度を定める条例
- ・市民生活や事業活動に直接または重大な影響を与える条例や規則、指針
- ・公共施設の建設・廃止に係る計画
- ・事務事業評価
- ・市の憲章や宣言

などを策定したり改正・廃止したりするときに、市が作成した案をお知らせして意見を公募します。

## 平成22年度に実施したパブリックコメント

- ・農業委員会の『活動の点検・評価（案）及び平成22年度の目標・活動計画（案）』
- ・登別市行財政改革プラン2010案（行財政改革基本方針）及び登別市行財政改革実施プラン案（行財政改革実施計画）
- ・登別市災害時要援護者避難支援プラン（災害時要援護者避難支援制度）（案）
- ・第4次登別市社会教育中期計画の素案
- ・平成22年度事務事業評価

※市税の賦課徴収や分担金、負担金、使用料や手数料などの徴収に関するもの、事務事業評価のうち外部評価の対象となるものは除くほか、法令の改正などに伴う条項などの移動や用語の整備などの軽微なもの、迅速または緊急に政策を行わなければならないもの、市の裁量のないものなどについても除外します。

Q3.  
誰でも意見できるの？



パブリックコメント制度では、外国人を含む全ての人や法人、規約が定められている各種団体（町内会など）からも意見をすることができます。これは、市外の有識者からの情報や専門的な見地による意見が出されることで、政策がより良いものになることが期待されるためです。